

第5章 プランの推進

1 推進体制の充実

本プランの推進にあたっては、市民・事業者・地域団体等と行政が、男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、様々な立場から取組を展開することが重要です。また、多くの施策は行政の複数の担当課による協力・連携が必要となります。そのため、男女共同参画に関する職員研修を実施するなど、職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を認識し、男女共同参画の視点に立って取組を推進する必要があります。

しかしながら、行政による施策の推進だけで実現が図れるものではありません。市民・事業者・地域団体等と行政が、それぞれの立場で、本プランの目的や理念を理解し、連携して取組を展開することができる体制づくりが求められます。

本プランの推進にあたっては、国や栃木県等との連携を図りながら取り組めます。

(1) 庁内推進体制の強化

事業	事業の内容	担当課
庁内における意識啓発	市職員への意識啓発のため、講座や講演会等の情報提供を行います。	政策推進課
女性職員の管理的地位への登用拡大	キャリア形成支援の取組を進め、公平公正な能力評価を行うことにより、市の女性職員の管理職への登用を推進します。	総務課
「特定事業主行動計画」の推進	すべての職員が仕事と生活の調和を推進し、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる職場環境を整備するため、特定事業主行動計画を推進します。	総務課
男性職員の育児休業取得促進	性別にかかわらず仕事と育児を両立できる職場環境の整備を目的として男性職員の育児休業の取得を促進します。	総務課

(2) 国、県、他市町との連携

事業	事業の内容	担当課
各種研修への積極的参加	国や県、他市町との情報共有を図るため、最新の動向を把握し、研修会への積極的な参加を促すことで、本市の施策推進につなげます。	政策推進課

2 目標設定指標一覧

男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的に推進するための指標を設定します。

目標設定指標の項目は、プランの着実な推進を図る観点から、特に点検・評価が必要なものとしてきました。

なお、計画期間中に目標値に達した場合は、見直しを行います。また、市の他の関連計画に掲げられた指標を用いているものについては、当該計画が見直された場合は、本プランも見直し後の指標に修正します。

■基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり

指標項目	現状値※ 令和2年度 (2020)	目標値 令和8年度 (2026)
1. 男女共同参画に関する広報紙「ばらんす」の発行	2回/年	2回/年
2. 家庭教育学級受講者数	639人/年	2,800人/年
3. 市広報紙を活用したDV防止の啓発	4回/年	4回/年

■基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり

指標項目	現状値※1 令和2年度 (2020)	目標値 令和8年度 (2026)
1. 審議会・委員会等における女性委員の割合	24.0%	35.0%
2. 女性農業委員の全体に占める割合	23.5%	30.0%
3. 女性が働きやすい環境づくりの取組をしている企業数	新規	5社/年

■基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり

指標項目	現状値※1 令和2年度 (2020)	目標値 令和8年度 (2026)
1. 認知症サポーターの数(計画期間の累計)	14,013人	16,400人
2. 乳がん検診受診率(40歳~69歳)(全方式の合計)	新規	60.0%
3. ファミリーサポートセンター利用件数	新規	570人/年

※ 現状値(令和2年度)の数値は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を思うように実施することができない状況下であったため、例年の数値に比べて変動があります。

3 プランの進行管理

本プランの実効性の確保に向けては、P D C Aサイクル（Plan、Do、Check、Action）の視点に基づく進行管理が重要となります。そのため、各施策の達成度や各事業の進捗状況を毎年度評価し、施策の推進における課題等を明らかにすることで、次年度のより効果的なプランの推進につなげていきます。

（1）年次報告書の作成・公表

事業	事業の内容	担当課
年次報告書の作成	各施策の実施状況を年次報告書としてとりまとめ、男女共同参画審議会に報告すると共に、市民・事業者に対し公表します。	政策推進課
男女共同参画審議会との連携	年次報告書の報告を通じて、本計画の事業評価や進捗管理を行います。	政策推進課